

高梁川用水土地改良区からのお願い (農地を売買・貸し借りされる方へ)

組合員の皆様へ

□ 所有権又は耕作権の移動があったときはご連絡をお願いします

当土地改良区の台帳は原則として組合員の皆様からの申し出により整理しています。
所有権又は耕作権の移動があったときは必ず届出（電話連絡等）をお願いします。

農地を購入又は借り受けられる方へ

□ 賦課金の納付義務が発生します

農地を購入又は借り受けた方は、その農地に対して年に一度、4月1日現在の耕作者に面積（登記簿上の面積）に応じて賦課金を納めていただきます。

(令和6年度 670円/10a)

農地を売却又は貸し出しされる方へ

□ 高梁川用水土地改良区の賦課金に未納はありませんか？

農地を売却又は貸し出しされた方は、その農地に対して今までの賦課金に未納がある場合は、売却又は貸し出しされる前に必ず精算してください。未納のまま売却又は貸し出しされると、未納分も含めて購入又は借り受けられた方へ賦課金が請求されます。



未来へつなごう! 清らかな水と豊かな大地

水土里ネット 高梁川用水

高梁川用水土地改良区

〒719-1156

総社市門田 283 番地

TEL 0866-31-5200

URL <http://t-midori.net/>



裏面に続く

高梁川用水土地改良区受益地一覧表（岡山市・総社市）

岡山市	岡山市の内 北区三手，北区小山，北区福崎，北区高塚，北区高松田中，北区下土田，北区門前，北区立田，北区高松原古才，北区高松，北区和井元，北区加茂，北区惣爪，北区津寺，北区新庄上，北区新庄下，北区吉備津，北区庭瀬，北区平野，北区延友，北区東花尻，北区西花尻，北区川入，北区撫川，北区中撫川，北区納所，北区大内田，南区妹尾，南区箕島，南区大福，南区妹尾崎，南区古新田，南区山田，南区東畦，南区内尾，南区中畦，南区曾根，南区西畦，南区藤田，南区川張，南区彦崎，南区片岡，南区宗津，南区迫川
総社市	総社市の内 総社，駅前1丁目，駅前2丁目，中央1丁目～中央6丁目，総社1丁目～総社3丁目，井手，門田，井尻野，小寺，福井，刑部，長良，窪木，南溝手，金井戸，北溝手，秦，上原，富原，下原，駅南1丁目、駅南2丁目、三輪，溝口，真壁，中原，三須，上林，下林，赤浜，西郡，地頭片山，岡谷，宿，清音柿木，清音軽部，清音上中島，清音三因，清音古地

※倉敷市、早島町内の農地も当土地改良区の受益地になっている地域がありますが、賦課金は行政負担のため、ここでは省略しています。

※当改良区ホームページで、地番ごとの受益地検索が行えるシステムを公開していますのでご活用ください。

※令和6年度現在において賦課単価は10a当たり670円です。

岡山市内の農地の場合、うち71.5%（10a当たり479.05円）は岡山市が行政負担していますので、個人へは28.5%（10a当たり190.95円）を賦課しています。

総社市内の農地の場合は、うち30%（10a当たり201円）を総社市が行政負担していますので個人へは残り70%（10a当たり469円）を賦課しています。

【高梁川用水土地改良区とは】

当土地改良区は県南地域で必要な農業用水を確保することを目的に昭和27年に設立された農業団体です。現在、新見市にある小阪部川ダム(農業用)の維持管理を行っており、この経費は組合員の皆様からの賦課金で賄われています。

【賦課金とは】

土地改良法第36条に基づき、地区内の農地に対して賦課されます。納めていただいた賦課金は小阪部川ダムの維持管理費に充てられます。